

## 新天皇陛下の即位とゴールデンウイーク

本年4月30日に天皇陛下が退位され、同年5月1日

の生前退位が実現することになりました。

これは平成29年12月8日の閣議で、即位の日にあたる特例法の施行日を平成31年4月30日とする政令を決定し、日程が正式に決まりました。また、それに先立ち12月1日に開かれた皇室会議で固まっていました。

菅官房長官は、皇室会議後の臨時記者会見で、退位の日程が4月30日で固まった理由について「天皇陛下ご在位30年目の節目をお迎えいただきたいこと、4月前半は全國的に人の移動が激しく各種行事も盛んに行われること、平成31年4月は統一地方選挙が実施される見込みであること、また、4月29日の昭和の日に統いて、ご退位、ご即位を実現することにより、改めて我が國の営みを振り返り、決意を新たにすることができます。これが、4月30日のご退位が適当である

成に代わる新たな元号は、4月1日の公表に向けて準備が進められているようですが、今回は様々なシステム改修に時間がかかることが考慮され、1か月前2月24日には現在の天皇陛下と判断されたと承知している」と述べました。

1月は、もともと皇室行事が多く、平成31年1月7日で昭和天皇崩御から30年、2月24日には現在の天皇陛下

に公表されることとされました。新しい元号は、総理大臣が有識者に候補名の考案を委託、その中から精査されて、最終的に閣議決定されます。「よい意味を持つこと」「漢字2文字」「読みやすく、書きやすい」「日常的に使う言葉ではない」「過去の元号で使用されていない」「明治のM、大正のT、昭和のS、平成のH、これらアルファベットの頭文字でない」などの条件を勘案して選定されるようです。

元号は、皇位継承があつた場合に政令によつて改めることができます。が、政府は、元号を改めることが定められています。改元について、即位と同じ5月1日に行います。【平



に皇太子さまが新天皇に即位されます。1817年の光格天皇以来およそ200年ぶりに、生涯、天皇であり続ける制度が導入された明治以降では初めての天皇

名古屋北労働基準監督署長

三好 了

41

署長室から

名古屋北労働基準監督署長

三好 了

41

の生前退位が実現することになりました。これは平成29年12月8日の閣議で、即位の日にあたる特例法の施行日を平成31年4月30日とする政令を決定し、日程が正式に決まりました。また、それに先立ち12月1日に開かれた皇室会議で固まっています。

菅官房長官は、皇室会議後の臨時記者会見で、退位の日程が4月30日で固まった理由について「天皇陛下ご在位30年目の節目をお迎えいただきたいこと、4月前半は全國的に人の移動が激しく各種行事も盛んに行われること、平成31年4月は統一地方選挙が実施される見込みであること、また、4月29日の昭和の日に統いて、ご退位、ご即位を実現することにより、改めて我が国の営みを振り返り、決意を新たにすることができます。これが、4月30日のご退位が適当である

成に代わる新たな元号は、4月1日の公表に向けて準備が進められているようですが、政府は、元号を改めることが定められています。改元について、即位と同じ5月1日に行います。【平

イラスト・森沢康代